

(別紙)

海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正案に関する意見・情報の募集の結果について

1 意見・情報の募集の実施状況

実施期間：令和6年4月18日から令和6年5月17日まで

提出意見：1通（計1件）

2 御意見及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
断固反対 断固反対 断固反対 断固反対	国際植物防疫条約（IPPC）及び衛生植物検疫措置の適応に関する協定（WTO・SPS 協定）では、検疫上の十分な科学的根拠なしに輸入の禁止・制限等の検疫措置を維持してはならない旨が規定されています。 今回の海上輸送中のコンテナにおける低温処理が条件の一部とされている植物に係る農林水産大臣が定める基準の一部改正については、き裂、損傷等がない密閉されたコンテナであれば、日本到着後に処理を継続しても検疫有害動植物の分散のおそれがないと判断いたしました。